

平成29年度第1回石狩市特別職報酬等審議会会議録

- 開催日時：平成29年6月21日（水曜日） 午後2時00分～
- 開催場所：第2委員会室
- 出席者（7名）：酒井敏一委員、三津橋昌博委員、五十嵐満行委員、山田貞子委員、高田芙美子委員、菊地ひろ子委員、田畑博委員
- 欠席者：なし
- 傍聴者数：2人
- 事務局：及川総務部長、森本行政管理課長、宇野職員担当主査、青木職員担当主査

【事務局：森本課長】

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本日、委員全員が出席されておりますことから、石狩市特別職審議会条例（以下「審議会条例」）第5条の規定に基づきまして、本委員が成立しますことを報告いたします。

ただいまから、平成29年度の第1回石狩市特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日の議題につきましては、副市長の給料月額の改定について諮問を申し上げご審議をいただくものです。

これから、審議会条例第2条の規定に基づきまして、市長から諮問をさせていただきますと存じます。

【市長】

委員のみなさま、本日はご多忙のところご参集いただきありがとうございます
います。

本日の議題のとおり、昨年から市の業務におきまして事務ミスが続いてお
ります。

まず、去年は、臨時福祉給付金の発送の誤りがございました。また、今
年に入ってから、国民健康保険事業について、北海道による一元化後の
道に対する納付金の仮算定結果が示されましたが、そのことによる本市の
国保税の不足額が4億2,800万円となると説明していたところ、実際は4
千万円強であったとの間違いがございました。市政執行方針及び議会答弁
においても4億2,800万円の不足を前提とし、危機的な財政運営を強いら
れるという説明を行ってきたところでございます。その後、精度を高めて
再計算した結果、そもそも国から入ってくる交付金を含めていなかったと
いう単純なミスにより誤りが判明したところであります。市長として恥ず
かしいという思いとともに、市民に誤解を与え、議会でも間違ったことを
前提に答弁をしたことで、財政的な不安を一時的に煽ってしまい、無用な
混乱を招いたことは事実であります。また高額医療合算介護サービス費の
事務処理の誤りも然りです。コンピュータに依存する体質から、現場でな
かなか間違いを発見できない状況になっておりました。

市長としては、これら一連の事務ミスについては事務を総括する副市長
の責任は重いものと考えておりますし、もとより副市長本人からの申し出

もありました。市長としては、かかる事態をもう一度基礎から見つめ直す
良い機会であると考え、副市長の申し出を受け入れたところです。

従いまして、平成29年7月の副市長の給料月額の10%を減額すること
について、本日諮問させていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議の
ほどお願い申し上げます。

— 諮問書を朗読し、会長に提出 —

【事務局：森本課長】

このあと、市長につきましては、公務がございますので、ここで退席さ
せていただきます。

【事務局：森本課長】

ここで、委員皆様方に、会長に手渡しました諮問書の写しを配布させて
いただきます。

— 諮問書（写）配布 —

【事務局：森本課長】

それでは、この後の進行につきましては、酒井会長にお願いしたいと存
じます。

【酒井会長】

さっそく、会議次第に従いまして、取り進めて参ります。

次第の4の「審議」に入ります。

ただいま、諮問事項が委員の皆様へ配付されましたので、内容について事務局に説明を求めます。

なお、諮問事項につきましては、本日結審をしてすぐさま市長に答申したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは事務局、よろしくお願い致します。

【事務局：宇野主査】

それでは、私の方から資料の説明を申し上げます。

資料1ページの【資料1「平成28年8月以降に発生した事務処理誤り」】をご覧ください。

発生事案ごとに順に説明申し上げます。

始めに、「臨時福祉給付金の発送の誤り」についてですが、平成28年8月に発生しました、平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請書類の作成及び発送業務の誤りであり、その内容としましては、

- ①誤った請求額を印字した申請書類の送付が484件
- ②支給対象とならない市民への誤送付が244件
- ③送付先の宛名を誤って送付が246件 となっております。

誤りの原因としては、本業務は業務委託しており、受託者における処理に誤りがあったところですが、成果品に対する確認が不十分だった市の責任もごさいます。

なお、本件の対応としましては、8月30日に誤送付の方にお詫び文書及び改めて申請書を送付したほか、9月8日に市ホームページにも掲載しております。また、平成28年9月、11月の厚生常任委員会においても報告しております。なお、本件による受託者側の責任相当分432,897円の損害賠償の支払いがあったところです。

次に、「国民健康保険事業の『国保事業費納付金』仮算定結果の誤り」についてですが、平成30年度開始の国保事業における北海道移管に関連し、市から北海道に納付する納付金の仮算定額に基づく国保会計の不足額を誤り、市民並びに市議会に対して誤った説明をしたものであります。内容の詳細は、資料2ページの別紙1をご覧ください。これは、本年広報いしかり4月号で本件について誤った内容を掲載したものであります。北海道への納付額の考え方ですが、この納付金の財源は国保に加入する市民が納付する保険税となっており、納付すべき額は、北海道が国保事業に要する費用を勘案して標準的な保険税額により算定されます。この標準的な保険税額と市の保険税額との差において不足額が生じた場合、その不足額に応じた保険税率を改定することとなりますが、この算定における不足額から国費等の交付金を控除する、すなわち、国費等の交付金相当額分だけ不

足額が減り、保険税率の改定幅が緩和されることとなります。

市民並びに市議会への公表に際しては、2回の仮算定を行っておりますが、2回目の仮算定において、国費等の交付金を含まないところ、含んでいると誤認し、結果として、正しくは4,400万円であるところ、2ページの下の方の四角囲みの「差し引き(不足額)」にあります4億2,800万円と誤った金額を公表したところです。

なお、本件の対応としては、3ページの別紙2を広報5月に折込チラシによりお詫びと訂正をお知らせしたほか、市ホームページを訂正するとともに、平成29年4月の厚生常任委員会で報告しております。

最後に、「高額医療合算介護サービス費(高額介護合算療養費)の事務処理誤り」についてですが、市で導入しております介護システムにおけるプログラムミスが原因で発生したものであります。内容の詳細は、資料4、5ページの別紙3をご覧ください。

制度自体の詳細な説明は割愛しますが、医療及び介護双方のサービスを受けている被保険者の自己負担額の軽減を図る本制度を適切に運用するため、医療・介護の被保険者の受給情報を持つ市など関係機関が連携し、制度の対象となる被保険者に対して勧奨通知を送付し、被保険者が市に申請書を提出する仕組みとなっており、資料4ページの別紙3の「2 高額医療合算介護サービス費算定の事務フロー」⑦、⑧に該当します。この仕組みの運用には、市が運用している介護システムにおいて、受給者の被保険

者番号が正しく取り込まれる必要がありますが、平成 24 年度の同システムの更新の際に、正しくプログラムされていなかったため、対象者に勧奨通知が届かないという事態となったところです。この勧奨通知が届かなければ、被保険者は自らが対象となっていることを知る事ができないため、結果として申請漏れとなってしまいます。この対応としましては、関係機関の一つであります後期高齢者医療広域連合から医療給付情報の提供を受け、この情報を元に現在介護給付費情報との突合仮算定を実施し、順次勧奨通知を送付しておりますが、作業は現在も継続して実施している状況です。本件については、平成 29 年 5 月の厚生常任委員会で報告をしているところでございます。

ただいま説明しました事務誤りについては、資料 5～7 ページの資料 4 にありますとおり、平成 29 年 5 月 30 日開会の「第 2 回石狩市議会臨時会」において、行政報告により市長から陳謝申し上げてございます。

なお、第 1 及び第 2 の事案については既に関係職員の処分を言い渡しております。第 3 の事案については、まだ全容が確定していないことから処分に至っていない状況であります。

また、参考資料としまして、9 ページの別紙 5 としまして、副市長の月額給与を規定しております「石狩市長等の給与に関する条例」(抜粋)を添付してございますので、ご確認ください。

私からは、以上でございます。

【酒井会長】

ただいま事務局から諮問の内容・背景についてご説明いただきました。

内容について何か質問、ご意見等があればお受けいたします。

【五十嵐委員】

臨時福祉給付金の発送ミスについて、受託業者の責任はどうなっていますか。

【事務局:森本課長】

受託者におきましては、正しい成果物が届けられなかった責任として、先ほど説明しました432,897円の損害賠償金が議会の議決を経て市に納められているところです。

しかしながら、委託業務であっても成果物についてサンプルを確認することを怠った市の責任もありますことから、関係職員についても処分を行い、また副市長の責任として本日諮問したという経緯になっております。

【五十嵐委員】

今後、受託業者の選定にあたってはミスした場合のペナルティについても考慮していただきたい。

【事務局:及川部長】

ペナルティについては、情報システムに係る委託契約のうち、処理に間違いがあった場合は契約額を減額する方式を一部っております。

【田畑委員】

臨時福祉給付金の発送の誤りについて、成果物に対する市のチェック機能はどのようになっていたのでしょうか。

【事務局:及川部長】

今回の業務委託は、責任校正により受託者が発送までを行うという契約となっておりました。今回のミスを受けまして、業務委託にあたっての留意事項を示したマニュアルに、どのような形態の業務委託であっても、成果品の抽出調査を行うよう記載したところでございます。

【五十嵐委員】

福祉部門に事務ミスが多いのは、業務量が多いこともあるのではないかと、業務量に応じた人員配置を考えていただきたい。

【事務局:及川部長】

子育て、高齢者など福祉に関する分野は制度改正が多く、職員も対応に

追われているのが実態であります。人事組織については現場から話しを聞いて適切に対応していきたいと思います。

【酒井会長】

以上で、質疑の方はよろしいでしょうか。

この諮問については、市長の決断ということもありますので、これを強く受け止めて、尊重していきたいと考え、私としては、諮問の内容に沿った答申としたいと思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。

(はい、賛成の声あり)

【酒井会長】

ありがとうございます。それでは皆さんに賛同いただきましたので、正式な答申書を作成したいと思います。それでは答申する内容を事務局に説明して、答申案(案)の作成をさせますので、少しお待ちください。

(休憩)

【酒井会長】

審議を再開します。事務局から作成した答申案を一読していただきます。

—事務局 森本課長 答申案読み上げ —

【酒井会長】

この内容でよろしいですか。

【委員一同】

よろしいです。

【酒井会長】

それでは、市長に答申を渡すこととします。

～市長が公務のため及川総務部長が代理で受理～

【及川総務部長】

市長が来られず申し訳ありません。委員の皆様にはご審議をいただき誠にありがとうございました。本日受け取りました答申に基づきまして、来る6月23日の議会最終日に追加提案として関係条例の改正案を提出させていただくこととなります。本日はありがとうございました。

【酒井会長】

これで、本日の審議を終了いたします。ご苦勞様でした。

(散会)

上記のとおり議事録として確認しました。

平成29年 7月12日

石狩市特別職報酬等審議会

会長 酒井敏一